

審議終了案件に係る審議会答申（案）について

R4.4.18

項目番	項目	審議状況	答申対象	答申（案）
1	個人情報の定義 【個情制度】	審議終了	-	
2	個人情報保護制度の対象となる機関 【個情制度】	審議終了	○ 答申（案） 調整中	<p>個人情報保護条例では、個人情報の保護に関する制度を実施する機関である「実施機関」として、知事をはじめとした県の機関等を規定しており、この中に議会も含まれている。</p> <p>改正個人情報保護法においては、法の適用対象機関である「行政機関等」の1つとして、地方公共団体の機関を規定しているが、この中からは議会は除外されている。</p> <p>議会が除外されている趣旨としては、国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいためであるとされている。</p> <p>この点、これまで議会が個人情報保護条例に規定する「実施機関」の1つとして、条例の規律に服していたことに鑑みれば、改正個人情報保護法施行後においても、議会における個人情報の適切な取扱いが引き続き確保されるよう、対応を行う必要があると考えられる。</p> <p>そのため、議会においても、条例等の規律により、個人情報の取扱いに係る必要な保護措置を定めることが適当である。</p>
3	規律移行法人等に係る法適用 【個情制度】	審議終了	-	-
4	事業者における個人情報の保護 【個情制度】	審議終了	-	-
5	行政文書（地方公共	審議	○	個人情報保護条例及び情報公開条例は、開示（公開）の対象となる行政文書から「文書又は図画の作成の補助に用

項目番	項目	審議状況	答申対象	答申(案)
	団体等行政文書)の定義(対象外の行政文書) 【個情制度】 【公開制度】	終了	答申(案) 調整済	<p>いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの」を除外し、この「実施機関が定めるもの」として、各条例施行規則は、「会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録」及び「書式情報を含めて磁気ディスク等に記録されている電磁的記録」(以下「会議録データ等」と総称する。)を規定している。</p> <p>しかし、改正個人情報保護法では、会議録データ等が保有個人情報の開示請求の対象となる行政文書からは除外されない見込みであるため、保有個人情報の開示請求と行政文書公開請求との間で、請求対象となる行政文書の範囲に差異が生じることとなる。</p> <p>この点、会議録データ等を開示(公開)対象となる行政文書から除外した趣旨は、会議録データ等は議事録等の形で文書化されるまでの一時的・補助的な存在であるという点にあるが、記録媒体の大容量化や決裁手続の電子化に伴い、行政文書が電子データの状態で継続的に管理されている現状において、現行規定の立法趣旨の合理性が薄れていることは否定し得ない。</p> <p>こうした実情を踏まえれば、行政文書公開請求においても、会議録データ等を公開対象となる行政文書から一律に除外する現行規定を見直すことが適当である。</p>
6	条例要配慮個人情報の規定の新設 【個情制度(条例規定任意事項)】	審議終了	○ 答申(案) 調整中	<p>個人情報保護条例では、信条、病歴等の11項目を含む個人情報について、不当な差別に利用されるおそれのある情報であること等から、要配慮個人情報として規定している。</p> <p>改正個人情報保護法や同法施行令においても、個人情報保護条例と同じ11項目を要配慮個人情報として規定しているが、これに加えて、地方公共団体の機関等が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報を「条例要配慮個人情報」とし、必要に応じてこれを条例で定めることができることとしている。</p> <p>条例要配慮個人情報を規定した場合における改正個人情報保護法等の適用の効果については基本的に要配慮個人情報と同様とされ、その取扱いに関しては、要配慮個人情報に該当するか否かを問わず、個人情報の取扱いの規律が適用される。そのため、個人情報の取扱いにおける効果は条例に規定しない場合と同様ではあるが、条例に規定するこ</p>

項目番	項目	審議状況	答申対象	答申（案）
				<p>とで、差別や偏見等の事実等を踏まえ、その取扱いは配慮されるべきことが明示される効果はあると考えられるので、規定を必要とする立法事実の有無や、規定範囲が広範になりすぎてしまわないよう適切な限界を設定することができるかといった点について、予め整理を要すると考えられる。</p> <p>よって、条例要配慮個人情報の規定に当たっては、本県において本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じている事実やそのおそれがあるもの、その事実に係る本県の独自の事情や他の法令等における差別や権利利益の侵害の禁止の状況等の立法事実を確認するとともに、これに基づく適切な規定範囲を検討し、特に配慮を要する個人情報であることを条例で明示することにより、差別や偏見等に対する個人の権利利益の保護についての本県の認識が高まり、適切に取り扱うための効果が大きいといえるか否かを総合的に考慮し、規定の要否の判断を行うことが適當である。また、本県における新たな施策や社会状況の変化等を踏まえて、隨時、規定の検討を行うことが望ましい。</p> <p>なお、条例要配慮個人情報の規定に関わらず、本県の事務において配慮を要する個人情報の取扱いは、その事務の内容や目的、個人情報の性質等に応じた保護措置を図り、適切な運用を行うことが適當である。</p>
8	個人情報の保有制限 【個情制度】	審議終了	-	-
10	目的外利用・提供 【個情制度】	審議終了	○ 答申（案） 調整済	<p>個人情報保護条例では、取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することを原則として禁止した上で、条例に規定する適用除外事項に該当する場合に限り、例外的に取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができることとされている。</p> <p>改正個人情報保護法においても、基本的には個人情報保護条例と同様の仕組みとなっているが、適用除外事項の具体的な内容については、個人情報保護条例と異なる点が存在する。</p> <p>この点、当該適用除外事項の具体的な内容等について、個人情報保護条例の規定と改正個人情報保護法の規定とを比較したところ、両者は概ね同程度の内容となっており、現在の運用と概ね同程度の運用が、改正個人情報保護法の下でも可能なものと考えられる。</p>

項目番	項目	審議状況	答申対象	答申(案)
				そのため、今後、既存の事務・新規の事務ともに、必要に応じて個人情報保護委員会にも確認を行いつつ、改正個人情報保護法の施行に向けた準備を適切に行っていくことが適當である。
13	開示義務 【個情制度(条例規定任意事項)】 【公開制度】	審議終了	○ 答申(案) 調整済	<p>個人情報保護条例では、保有個人情報の開示義務において、その例外である不開示情報の1つとして、「法令等の規定又は地方自治法第245条の9第1項に規定する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報」(以下「法令秘等情報」という。)を定めている。</p> <p>この点、改正個人情報保護法は、法令秘等情報を不開示情報とする規定を設けていないものの、このように改正個人情報保護法が不開示情報として規定していない情報であっても、「行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるもの」については、条例でこれを不開示情報とすることが認められている。</p> <p>しかし、法令秘等情報は、個人情報保護委員会では、改正個人情報保護法に規定する「行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報」には該当しないと解されているため、条例においてこれを不開示情報とする規定を設けることは許容されないことから、法令秘等情報については、改正個人情報保護法第78条第1項各号に規定されている不開示情報の規定に基づいて、開示又は不開示の判断を行うことが適當である。</p>
14	公務員職務遂行情報の定義 【公開制度】	審議終了	-	-
15	第三者の個人に関する情報の原則不開示 【個情制度】 【公開制度】	審議終了	-	
16	匿名加工情報の非	審議	○	改正個人情報保護法では、行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人を識別できないように加工して民間事業

項目番	項目	審議状況	答申対象	答申(案)
	公開情報性 【公開制度】	終了	答申(案) 調整済	<p>者に提供する制度である匿名加工情報の提供制度が、地方公共団体の機関にも導入されることとなり、民間事業者は、その利用に係る手数料を納めることとされている。</p> <p>県が作成した行政機関等匿名加工情報及びその作成に用いた保有個人情報から削除した記述等（以下「行政機関等匿名加工情報等」と総称する。）が記録された行政文書の情報公開については、情報公開請求を通じて、何人も、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額より低廉な費用で入手できるとすれば、改正個人情報保護法が、受益者負担の原則や利用者間の公平性確保の観点から当該制度について特別な手数料規定を設けた趣旨や行政機関等匿名加工情報の慎重な取扱いを求める観点から民間事業者の提案に欠格事由を設けるなど行政機関等匿名加工情報の取扱者を限定した趣旨も損なわれるおそれがある。</p> <p>のことから、情報公開条例において、行政機関等匿名加工情報等を新たな非公開情報とする規定を設けるとともに、裁量的公開の対象からも除外することが適当である。</p>
17	匿名加工情報の裁量的公開 【個情制度】 【公開制度】	審議終了	○ 答申(案) 調整済	
18	開示決定等の期限 【個情制度(条例規定任意事項)】 【公開制度】	審議終了	○ 答申(案) 調整中	<p>改正個人情報保護法は、保有個人情報の開示請求に係る決定期間を、原則として請求があった日から 30 日以内とし（以下「原則期間」という。）、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは 30 日以内に限り延長できると定めている（以下「延長期間」という。）。この原則期間及び延長期間については、地方公共団体が条例により任意の期間に短縮することはできるが、30 日を超える期間に設定することはできないとされている。</p> <p>個人情報保護条例は、保有個人情報開示請求に係る決定期間を、原則として請求があった日から起算して 15 日以内とし（以下「県原則期間」という。）、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは 45 日以内に限り延長できると定めている（以下「県延長期間」という。）。この点、改正個人情報保護法との関係において、県原則期間（15 日以内）については、改正個人情報保護法の原則期間（30 日以内）に変更することは可能ではあるが、迅速な開示を求める請求者にとっては不利益な変更となる。一方、県延長期間（45 日以内）については、これを維持することは、上記の個人情報保護法の解釈から許容されないことになる。以上の点を踏まえ、改正個人情報保護法の下では、県原則期間については当該期間（15 日内）を維持する一方、県延長期間については延長期間（30 日以内）へ見直すことが適当である。</p> <p>一方、情報公開条例は、行政文書公開請求に係る決定期間について、保有個人情報の開示請求に係る決定期間と同</p>

項目番	項目	審議状況	答申対象	答申(案)
				<p>一の期間の定めを設けているが、行政文書公開請求は保有個人情報の開示請求と比較して、その性質上、請求対象が広範囲にわたり、請求量も膨大となる場合も想定されるため、保有個人情報の開示請求に係る決定期間と同一の取扱いに変更すれば、行政文書公開請求に対する各実施機関の事務に支障をきたすおそれがあることから、行政文書公開請求に係る決定期間については、県原則期間及び県延長期間のいずれについても、現行の情報公開条例の期間を維持することが適当である。</p> <p>なお、個人情報保護条例及び情報公開条例においては、保有個人情報の開示請求及び行政文書公開請求のいずれにおいても、請求のあった日を決定期間に算入しているが（初日算入）、改正個人情報保護法上、その算入方法は民法の原則（初日不算入）によることとされ、地方公共団体が初日算入とする定めを設けることは許容されていないことから、初日不算入の取扱いとすることが適当である。</p>
19	意見書提出の機会の付与の対象となる第三者 【公開制度】	審議終了	-	
20	処分後の公開の手続と処分の期限 【公開制度】	審議終了	<input checked="" type="radio"/> 答申(案) 調整済	<p>情報公開条例は、情報公開請求に係る行政文書の公開決定後、実施機関は速やかに公開することとし、請求者が公開を受けない時は催告することができるし、この場合において公開を受けない時には、公開を実施したものとみなすこととしている。</p> <p>改正個人情報保護法は、保有個人情報の開示を受ける者は、その求める開示の実施の方法等を開示決定通知のあつた日から 30 日以内に申し出なければならないと規定しており、当該期間を経過したときは、開示決定を受けた者であっても、開示を受けるためには、再度、開示請求を行うことが必要となる。当該規定の趣旨は、開示決定は当該決定を行った時点における判断結果であり、期間の経過により不開示情報該当性が変化する可能性があるという点にあるところ、かかる趣旨は、情報公開請求においても妥当することから、情報公開条例においても改正個人情報保護法と同様の処分後の公開の手續等に係る規定を設けることが適当である。</p>

項目番	項目	審議状況	答申対象	答申(案)
21	費用負担 【個情制度(条例規定必須事項)】 【公開制度】	審議終了	○ 答申(案) 調整中	<p>改正個人情報保護法は、地方公共団体の機関に対し保有個人情報の開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料（以下「開示手数料」という。）を納めなければならないと規定している。ただし、個人情報保護委員会より、地方公共団体は、この開示手数料を無料とすること、また、開示手数料を無料とした場合においても、別途、実費相当額を徴収することが可能と解されている。</p> <p>個人情報保護条例においては、条例制定以来、個人情報保護は行政の責務という観点から、開示手数料を徴収せず、請求対象文書の複写代等の実費相当額のみを徴収しており、これは情報公開条例における行政文書公開請求に係る費用と同様の取扱いである。行政文書公開請求に係る費用については、手数料が一般的に人件費及び物件費を基に算出されるところ、情報公開の一層の推進の観点から、人件費相当額を減免することとし、実費相当額のみを徴収してきた。</p> <p>このような本県の歴史的経緯を踏まえると、今般の個人情報保護法の改正を理由として、開示手数料という新たな費用負担を請求者に求める合理的な理由は見出し難いことから、改正個人情報保護法の下においても、引き続き、保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とし、実費相当額のみを請求者の負担とすることが適当である。</p> <p>行政文書公開請求に係る費用についても、同様の取扱いとすることが適当である。</p>
22	訂正請求・利用停止請求における開示請求前置 【個情制度】	審議終了	○ 答申(案) 調整中	<p>改正個人情報保護法は、保有個人情報の訂正請求・利用停止請求（以下「訂正請求等」という。）を行うに当たり、当該保有個人情報に係る開示決定を受けること（開示請求前置主義）とされた。ただし、訂正請求等の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、地方公共団体は、条例の定めにより、開示請求前置主義を採用しないことも妨げないとされた。</p> <p>この点、①現行の個人情報保護条例は開示請求前置主義を採用していないこと、②保有個人情報の内容に明白な誤りが認められる場合や保有個人情報の利用に明白な条例違反が認められる場合にまで開示請求を経なければならないとすれば、請求者に無用な手続的負担を強いることになること、③改正法が開示請求前置主義を採用する趣旨は、訂正請求等の制度の円滑かつ安定的な運用に資する点に求められるところ、開示請求前置主義を採用していない現行条例の下において、制度の円滑かつ安定的な運用に支障が生じるような実情は認められないことから、改正法の下においても、引き続き、開示請求前置主義を採用しないことが適当である。</p>

項目番	項目	審議状況	答申対象	答申(案)
23	公営企業管理者等の最上級行政庁 【個情制度】 【公開制度】	審議終了	-	
24	個人情報保護審査会の組織・運営事項の条例化及び情報公開審査会の取扱い 【個情制度】 【公開制度】	審議終了	○ 答申(案) 調整済	<p>個人情報保護条例は、保有個人情報の開示請求における不開示等の決定又は不作為について審査請求があったときは、附属機関の設置に関する条例により設置した神奈川県個人情報保護審査会に諮問することとしており、その組織及び運営については、神奈川県個人情報保護審査会規則に定められている。</p> <p>改正個人情報保護法では、地方公共団体に対して審査請求があったときの諮問先機関は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の規定により設置される附属機関とされ、その組織及び運営に関する事項は条例により定めることとされた。このことから、県の個人情報保護審査会は条例から法律により設置される附属機関となるとともに、その組織及び運営に関する事項は神奈川県個人情報保護審査会規則から条例により定めることとなる。なお、個人情報保護審査会の調査審議の手続等については、行政不服審査法の規定と現行の個人情報保護条例及び神奈川県個人情報保護審査会規則の規定との整合性を踏まえ、行政不服審査法に設けられていない規定については、その必要性に応じて、条例により設けることが適当である。</p> <p>一方、情報公開審査会については、その法的位置づけに変更はないものの、個人情報保護審査会に適用される行政不服審査法上の調査審議の手続等に関する規定との整合性を確保するため、現行の情報公開条例第19条第3項に規定する審査会の調査権限を行政不服審査法上の調査権限と同等のものとともに、同条例第20条第3項の規定に基づいて審査請求人等が審査会に提出する意見書又資料に提出期限を設定できるよう各規定を見直すことが適当である。</p>
25	審査会の調査権限の内容 【個情制度】 【公開制度】	審議終了	○ 答申(案) 調整済	
26	審査会あて書面の提出期限 【個情制度】 【公開制度】	審議終了	○ 答申(案) 調整済	
27	審査請求を棄却する場合等における手続 【公開制度】	審議終了	○ 答申(案) 調整済	<p>改正個人情報保護法は、審査請求に係る開示決定等を変更し当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決をする場合には、裁決の日と開示実施日との間に2週間以上の期間を置かなければならず、また、裁決後直ちに、第三者に対し、裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならないと規定している。</p> <p>当該規定は、情報公開条例及び個人情報保護条例においても同様であるが、当該規定における第三者は、改正個人情</p>

項目番	項目	審議状況	答申対象	答申（案）
				<p>報保護法の規定においては審査請求の手続において開示に反対している者に限られるが、両条例の規定においては、それに限らず、審査請求の手続きを行っていない、原処分時に反対意見書を提出したのみの第三者に対しても手続きを経ることが必要としている。</p> <p>このことについて、改正個人情報保護法の規定の趣旨は、反対意見書を提出した第三者には諮問通知がなされるため、審査請求の手続において反対の意思を表示する機会が保障されていることから、当該第三者が審査請求の手続に参加しないのであれば、権利行使の機会を放棄したものであって、それ以上の手続的保障を与える必要はないという点にある。</p> <p>この趣旨は、情報公開請求においても妥当することから、当該規定に相当する情報公開条例上の規定（同条例第18条第1項第2号）についても見直すことが適当である。</p>
28	匿名加工情報制度 【個情制度】	審議終了	-	-
29	匿名加工情報の利用に係る手数料 【個情制度（条例規定必須事項）】	審議終了	○ 答申（案） 調整済	<p>改正個人情報保護法では、行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人を識別できないように加工して民間事業者に提供する制度である匿名加工情報の提供制度が、地方公共団体の機関にも導入されることとなる。</p> <p>そして、匿名加工情報の利用に関する契約を、地方公共団体の機関と締結する者は、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされている。</p> <p>この点、仮に条例で政令と異なる定めをする場合には、団体の特殊事情や実費等の合理的な理由や、事務の執行にあたって特別なコストが生じるというような具体的な理由が必要と考えられている。</p> <p>そのため、実費を勘案して政令で定める額を踏まえ、必要に応じて県の特殊事情等を勘案した上で、条例において適切な額の手数料を定めることが適当である。</p>
30	審議会への諮問案件 【個情制度（条例規定）】	審議終了	○ 答申（案）	<p>個人情報保護条例では、要配慮個人情報の取扱い、個人情報の目的外利用・提供、本人以外の者からの個人情報の収集等にあたり、審議会への諮問が必要となる場合がある。</p> <p>改正個人情報保護法では、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、改正個人情報保護法第3章第3節</p>

項目番	項目	審議状況	答申対象	答申(案)
	定任意事項】		調整中	<p>の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができることとされている。</p> <p>この点、改正個人情報保護法施行後においては、個人情報保護委員会による地方公共団体の監視も始まるところはあるが、これまでの県の施策との継続性を確保し、個人の権利・利益の保護を全うしつつ、県の施策を実施していくにあたり、審議会は引き続き重要な役割を果たすものと考えられる。</p> <p>そのため、県として、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める場合には、確実に審議会の意見を聞くことができるよう、条例で適切に規定をすることが適當である。</p>
31	運用状況の公表 【個情制度】	審議終了	<input checked="" type="radio"/> 答申(案) <input type="radio"/> 調整済	<p>個人情報保護条例では、実施機関は、条例の運用の状況について一般に公表することとされている。</p> <p>改正個人情報保護法においては、個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、改正個人情報保護法の施行の状況について報告を求めることができることとされており、また、毎年度、その報告を取りまとめ、概要を公表することとされているが、各地方公共団体の機関等における運用状況等の公表については、特段の規定はない。</p> <p>この点、個人情報保護委員会が報告を求めて公表する内容がどのようなものになるのか分かりかねるところではあるが、県においても独自に、制度が毎年どのように運用されているのかを公表し、個人情報の保護をより一層効果的に推進するための重要な情報提供を県民に対して行っていくことは、個人情報保護委員会による公表内容等に関わらず、今後とも意義のあるものと考えられる。</p> <p>そのため、改正個人情報保護法施行後においても、条例に規定すること等により、引き続き県独自で制度の運用状況等を一般に公表していくことが適當である。</p>